

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 25 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 臨時代理の理由

東広島市立学校職員服務規程の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年広島県人事委員会規則第 1 号）等の一部改正に伴い、県費負担教職員の出生支援休暇の承認に係る所要の規定の整備を行う。

(2) 改正年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 臨時代理年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会訓令第3号

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

東広島市立学校職員服務規程（昭和49年東広島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及び子育て支援部分休暇」を「、子育て支援部分休暇及び出生支援休暇」に改め、同条に次の2項を加える。

- 12 職員は、条例第15条の2に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、その承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長（校長にあっては、教育委員会）に請求しなければならない。
- 13 前項の規定による出生支援休暇の承認の請求は、別記様式第7号の5による休暇簿（校長の出生支援休暇については、別記様式第7号の6による出生支援休暇承認請求書）により行わなければならない。

別記様式第7号の4の次に次の2様式を加える。

別記様式第7号の5（第6条関係）

休 暇 簿

（出生支援休暇用）

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得 <input type="checkbox"/> 再取得
請求の 期間等	期 間		年月日数	職 名	氏 名	
	自	年 月 日	年 月 日		Ⓧ	
事由						

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	承 認 取 消
取消の 期間等	年 月 日		月日数	職 名	氏 名	
	自	年 月 日	月 日		Ⓧ	
事由						

（出生支援休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。）

年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数
自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日

備考 事由を確認することのできる証明書類（医師の証明書等）を添付すること。

別記様式第7号の6（第6条関係）

出生支援休暇承認（取消）請求書

令和 年 月 日

様

東広島市立 小（中）学校長 印

1 申請（取消し）の期間及び申請（取消し）の内容

新規取得 延長取得 再取得 時間変更 取消し

期 間 令和 年 月 日から 年 月 日間
令和 年 月 日まで

2 申請事由

3 既承認済期間（延長取得又は再取得の場合）

年月日				月日数		年月日				月日数	
自	年	月	日	月	日	自	年	月	日	月	日
至	年	月	日			至	年	月	日		

4 承認取消しの事由

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から令和6年4月30日までの期間内の日から出生支援休暇の承認を受けようとする職員における改正後の第6条第12項の適用については、同項中「から起算して1月前の日までに」とあるのは、「までの間においてできるだけ速やかに」とする。

東広島市立学校職員服務規程（昭和49年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

新	旧
<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇、<u>子育て支援部分休暇及び出生支援休暇</u>）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p><u>12 職員は、条例第15条の2に規定する出生支援休暇（次項において「出生支援部分休暇」という。）の承認を受けようとするときは、その承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長（校長にあっては教育委員会）に請求しなければならない。</u></p> <p><u>13 前項の規定による出生支援休暇の承認の請求は、別記様式第7号の5による休暇簿（校長の出生支援休暇について、別記様式第7号の6による出生支援休暇承認申請書）により行わなければならない。</u></p> <p><u>別記様式第7号の5（第6条関係）</u> （略）</p> <p><u>別記様式第7号の6（第6条関係）</u> （略）</p>	<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇<u>及び</u>子育て支援部分休暇_____）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～11（略）</p>